

令和5年8月18日 山形信用金庫

『プラチナくるみん認定』の取得について

山形信用金庫(理事長 山口盛雄)は令和5年7月31日付で山形労働局より、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業として、『プラチナくるみん認定』を取得いたしました。『プラチナくるみん認定』は県内信用金庫では初めての取得となります。

当金庫はこれまで平成27年、平成30年と2回『くるみん認定』を受けてまいりましたが、今回の特例認定は令和5年3月までの行動計画を達成したことに加え、女性職員に対する研修拡充等職域拡大の取組み、男性職員の育児参画(配偶者出産休暇・子の看護休暇取得等)率向上、さらに年次有給休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んできたことにより、高い水準の子育て支援を行う企業として評価されたものです。

今後も全職員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる環境作りに努め、地域の皆さまのお役に立つ活動に積極的に取組んでまいります。



次世代育成対策推進法とは次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を促進することを目的として、国、地方公共団体、事業主等が「次世代育成支援対策」を進めるために、それぞれに果たすべき役割などを定め、平成17年に施行された法律です。

本件に関するお問い合わせ 総務部 調査役 佐藤由香理 TEL: 023-632-2161